

(1) 「東京ルール」の検証

「東京ルール」の検証 ‹‹ワーキング第2回での議論の概要››

現状・課題	ワーキングでの検討事項	第2回での議論の概要
①子家センから児相への連絡調整 子家センから児相への援助要請や送致が、円滑に進まないことがある	子家センから児相への援助要請や送致について、双方が適切な役割を果たし、手続きを円滑に進めるために、それぞれに求められる対応について	子家センが困っていることや、児相と子家センのお互いに求められることについて議論
②性的虐待の対応 性的虐待対応において児相と子家センの役割分担が、共有ガイドラインどおりに運用されていない場合がある	性的虐待対応における児相と子家センの役割	現場の状況を共有し、お互いの役割分担を確認
③児相から子家センへの連絡調整 児相から子家センに送致される基準、児相が子家センに求めている支援内容がわかりにくいことがある	児相から子家センへの送致の基準や、子家センに求める具体的な支援内容の明確化について	児相から子家センに行う送致の実情について議論
④特定妊婦 現行では「東京ルールの連絡調整に関する基本ルールになじまない」としているが、大都市特有の新たな課題への対応が求められる中、改めて議論が必要ではないか	特定妊婦に関する東京ルール上の記載内容	児相への連絡や、お互いの役割について議論
⑤手続きの簡素化 連絡調整の手続きにおいて、オンライン会議等の活用やDXの観点から、業務の効率化を図る視点が必要ではないか	児相と子家センの連絡調整の手続きにおけるオンライン会議等の活用、文書送付や回答の簡略化について	共有ガイドラインに基づく手続きにおける業務負担や児相設置区における取組の共有
⑥制度改正の反映 法改正や制度変更をふまえた視点が必要ではないか（家庭支援事業の利用勧奨・利用措置の実施、「こども家庭センター」の設置、「見守りサポート事業」の終了）	法改正や制度変更に関し、東京ルールへの反映や取り扱い ※「こども家庭センター」については、未設置自治体も多い状況であることを踏まえ、改めて検討	利用勧奨、利用措置、サポートプラン作成の現状について意見交換

① 子家センから児相への連絡調整(援助要請・送致)

子家センが困っていることや、児相と子家センのお互いに求められることについて議論

(主な意見)

- ・ 援助要請や送致を受けてもらえる基準がある程度明確だとよい
- ・ 子家センは一時保護について具体的イメージを持たない中で、一時保護の判断を行うのが苦しいところ。
一時保護の可否を子家センが判断するためのアセスメントシートがあるとよい
- ・ 子家センからの送致児童に対し、そのきょうだいの受理がなされない場合がある
- ・ オンライン会議などを活用して、アセスメントシートを共有しながら複数人で協議を行うことも有効

【課題】

援助要請や送致の目安、特に子家センが児相に一時保護を求める際の判断要素となるチェックリストの活用や、協議の方法等を整理する必要がある

⇒ (本日の議題)

既存の「リスクアセスメントシート」や「一時保護の決定に向けてのアセスメントシート」の活用、子家センにおいて一時保護の判断を行う際の実情、協議におけるオンライン会議の活用の可能性や実情等について、ご意見を伺いたい

→詳細はP6

② 性的虐待の対応

現場の状況を共有し、お互いの役割分担を確認

(主な意見)

- ・ 令和5年12月の刑事訴訟法改正もあり、児相から家センに対応を依頼することはなくなっている
- ・ 性的虐待についての児童等への聞き取りは児相が行うが、周辺調査に関しては子家センに対応いただきたい
- ・ 誰が見ても軽微なケースは子家センで行っている実情はある。迷う場合は児相とコミュニケーションをとって対応できるとよい
- ・ 児相は一時保護を前提として受理しているか、一時保護せず在宅で被害確認面接を行うことも想定しているか
→ 児童の初期面接において被害の開示があれば、まずは一時保護の説得を行う
被害確認面接は一時保護下での実施を基本としている

⇒ 次年度、共有ガイドラインに沿った対応ができているか、実施状況等について議論を行う

③ 児相から子家センへの連絡調整（協力依頼・送致）

児相から子家センに行く送致の実情について議論

（主な意見）

- ・泣き声通告について、児相で特定できるようなケースについても、不明として送致としているように感じる
- ・児相から送致された心理的虐待や泣き声通告、例えば心理的虐待の延長線上での身体的虐待等の軽微なケース、子家センの係属ケースは子家センで受けている
- ・子家センが協力依頼を受理し、児相がすぐ終結する場合は、実質主担当変更であり、送致にあたるのではないか

【課題】

軽微なケースは子家センで対応することが基本とされつつも、子家センの視点からは送致に疑義を感じるケースもみられるため、児相から子家センへの送致ケースの実情について、ポイントを整理する必要がある

⇒ （本日の議題）

子家センが受けている送致ケースの実情と課題の有無、協力依頼のあり方について、引き続きご意見を伺いたい

→詳細はP7

④ 特定妊婦

児相への連絡や、お互いの役割について議論

（主な意見）

- ・子家センが児相に連絡する際は、リスク管理や今後予想される状況の段取りも踏まえ、早めの対応が必要
- ・母子保健は伴走・寄り添い型となり、児童福祉はそれも大事にしながらもリスク管理の必要性もあるので、**児童福祉部門と母子保健部門での認識のすり合わせ**が必要
- ・児相は、特定妊婦の受理をした場合、子家センからケース状況の話を受け止めるだけでなく、**支援内容に関して、具体的な助言を行うこと**が求められている
- ・居所を転々とする特定妊婦ケースもいることから、必要に応じ個別ケース検討会議を開催することや、進行管理をどこの機関が担うのか等決めておくほうがよい
- ・従前は児相における特定妊婦の受理が徹底されていないようにも見られたが、現在は基本的に受理するようになっている。児相は特定妊婦の受理、進行管理を行うこととなっており、**子家センと児相間での日頃からの情報共有や連携**が必要

⇒ **次年度、児相と子家センの役割や児童福祉部門と母子保健部門との連携方法、子家センから児相への連絡のタイミングについて議論を行う**

⑤ 手続きの簡素化

共有ガイドラインに基づく手続きにおける業務負担や児相設置区における取組の共有

(主な意見)

- ・ 文書でどこまでの内容を児相と共有するかが悩むところ。フォーマットが決まっているとよい
- ・ 子家センから児相に発出する文書はかなりボリュームがある。簡略化や電子化など工夫できるとよい
- ・ リスクアセスメントシートは記入の留意点はあるが、経験が浅い職員にとっては読み解きが難しい
- ・ 児相設置区では、システムや共有フォルダを活用し、児相と子家センでリスクアセスメントシートの共有や文書のやり取りを行っている

⇒ 次年度、東京ルールにおけるフォーマットの見直しや情報共有の方法、効率化に向けて議論を行う

⑥ 制度改正の反映

利用勧奨、利用措置、サポートプラン作成の現状について意見交換

(主な意見)

- ・ 利用勧奨は行っているが、利用措置は現時点で未実施。また、サポートプランは作成しているが、支援対象者と一緒に作成することが難しい
- ・ こども家庭センターは設置しているが、サポートプラン作成は検討段階

⇒ 区市町村の今後の取り組み状況を引き続き注視

1 子家センから児相への連絡調整（援助要請・送致）

（１）援助要請や送致の目安になるチェックリスト

① 既存のシートの活用について

- ア） 一時保護決定に向けてのアセスメントシート（「子ども虐待対応の手引き」より）
- イ） 安全確認チェックリスト（「東京ルール」 P 1 9）
- ウ） リスクアセスメントシート（「東京ルール」 P 2 0）

② ①以外に活用可能なツール等について

（２）子家センにおける一時保護の必要性に関する判断

① 一時保護の必要性について子家センが判断する際の基準や判断材料、決定方法について

② 子家センが児相に送致を打診する際や、児相が子家センからの打診に回答する際、お互い組織として判断しているか

③ 子家センの判断と児相の判断に齟齬が生じる場合における、それぞれの判断の経緯や、最終的な結論の決定過程について

（３）協議のあり方

① 効果的な協議の行い方について

② オンラインを活用した協議について

（児相・子家セン間の事前協議のやり取り、児相の緊急受理会議への子家センの参加 等）

2 児相から子家センへの連絡調整（協力依頼・送致）

（1）協力依頼に関して

- ① 個別ケース検討会議の開催に関する児相からの協力依頼のタイミングはどうあるべきか
（家庭復帰が予測できるケースは早期の対応が望まれるが、急な家庭復帰となるケースにおける情報共有のあり方や、個別ケース検討会議の開催のタイミングが課題）
- ② 子家センの受理歴のないケースや、長期間措置ケースの家庭復帰時の会議を児相が開催できるか
→ 会議の主催者は要対協の事務局である子家センとなるが、ケースを担当する児相が主体的に進行や説明を行うことは考えられる
- ③ 児童の施設入所等の措置後も、子家センによる保護者への支援を必要とする場合における連携や会議開催のあり方について

（2）協力依頼後、児相が子家センと連携して継続的に相談援助を行っているか

協力依頼後、児相がすぐに終結する場合は、協力依頼ではなく送致とすることについて

（3）子家センへの送致における実情

① 警察通告：虐待以外の主訴ケース

子家センが送致を受けている内容の実情と課題

- ② 泣き声通告：子家センから「あえて不明にしているのでは」と疑念を持たれるケースとは「緊急受理会議段階で特定に至らないケース」の送致について

- ③ 子家センによる身近な支援が適しているケース：子家センが送致を受けている内容の実情と課題

（２）ワーキンググループにおける 今年度の検討結果（中間まとめ）

都区の児童相談所間におけるケース移管及び家庭復帰 <<令和7年度 検討の方向性>>

部会の意見を踏まえた検討の方向性（第1回検討部会ワーキング資料から抜粋）

- 1 全国ルールへの遵守
- 2 全国ルールへの遵守状況の検証、確認。課題があれば課題解消の検討
- 3 児相ごとの援助の手法の独自性尊重。よりよい援助につながるものは全体共有し、レベルアップ
- 4 都児相、区児相、子家センそれぞれの視点から議論。オール東京としての対応に向け、取りまとめる

部会の意見及びワーキングでの意見を踏まえた令和7年度の議論のポイント

1 対応の整理が必要な事項

- （1）移管元児相から移管先児相への第1報のタイミング
- （2）移管先児相の受理のタイミング（※）
- （3）転居後の安全確認を誰がどのように行うか
- （4）移管先児相に提供すべき資料の内容、種類
- （5）追加調査を誰がどのように行うか

係属状況（調査中、在宅指導中、措置中）、リスクの程度、移管元児相と家族との関係性等によって、対応方法が異なることが想定されるため、いくつかの事例を基に検討・議論

※都児相システム由来の課題については別途調整

2 アセスメントシートの記載方法や共有のタイミングの共通認識を図る

3 虐待対応において異なる手法を用いている自治体間で、お互いのツールとして認識できるとよいこと、連携を円滑にするためにあった方がよいことを整理

4 全国ルール遵守の再徹底、運用の課題の解決方法を検討

- （1）移管一か月後の援助方針の再アセスメント実施
- （2）家庭復帰前の個別ケース検討会議の実施
- （3）要保護児童等に関する情報共有システム（国情報共有システム）の利用

5 管轄区域外への家庭復帰の進め方について、子家センの視点も交えて共通認識を図る

6 ルール等を効果的に周知し、理解・浸透を促進するための方法

転居や家庭復帰に伴う自治体間におけるケース移管

<概要>

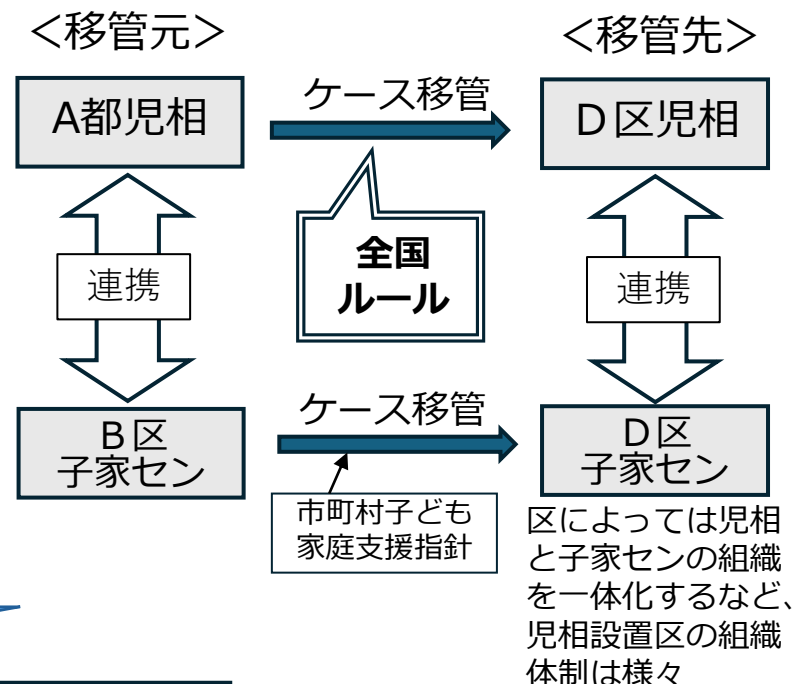
- ・児童の居住地が担当児相の管轄区域外になる場合、転居先の居住地を所管する児相への「ケース移管」の手続を行う
 - ・ケース移管は、「全国ルール」(※)に基づき運用
- 【主な内容】
- 移管先児相への連絡内容、児相間で共有する資料 等
 - ・児相は、転居事実の確認や転居後の地域支援等について子家センと連携して対応

<課題>

自治体間におけるルールの解釈の違いにより手続きや支援が円滑に進まない場合がある

➡ **ルールにおける共通認識**が必要

【イメージ】



R6年度の取組

ワーキングを3回開催し、都内の児相間における移管等の手続きの現状及び課題を確認
→議論のポイントや、整理が必要な事項を取りまとめ

<議論のポイント>

- 全国ルールの遵守**が原則
- 援助の手法等、自治体ごとの独自性は保ち**、よりよい援助につながるものは全体で共有
- 都児相、区児相、子家センそれぞれの視点**から議論

<整理が必要な事項>

- ・移管元から移管先への連絡や受理のタイミング
- ・移管先児相に提供すべき資料の内容や種類
- ・アセスメントシートの記載に当たっての視点の共有
- ・ルールを効果的に周知するための方法 等

R7年度の取組

- 令和6年度の議論を踏まえ、引き続き、ワーキングにおいて検討の上、全国ルールの解釈に関する「**共通認識**」を策定(年内を目標)
- 策定後、**実務者への周知や普及啓発**を実施(研修の実施、広報媒体の検討等)
- **運用状況を確認**の上、必要に応じて見直しを検討

※ 転居及び一時帰宅等に伴う相談ケースの移管及び情報提供等に関する申し合わせ(全国児童相談所長会)

東京ルールの運用状況の検証・見直し <<令和7年度 検討の方向性>>

部会の意見を踏まえた検討の方向性（第2回検討部会ワーキング資料から抜粋）

- 1 都児相と子家センの児童虐待相談対応において円滑な連携のために齟齬をなくす
- 2 都児相、区児相、区市町村子家センの円滑な連携のために必要な共通理解をもつ
- 3 自区内で東京ルールを活用していない区児相においても、東京ルールを活用している子家セン等との調整に当たっては、ルールを準用

部会の意見及びワーキングでの意見を踏まえた令和7年度の議論のポイント

1 対応の整理が必要な事項

（1）子家センから児相への連絡調整（援助要請・送致）

子家センが困っていることや、お互いに求められること

課題解消に向けた具体的方策の検討が必要

【検討内容】援助要請や送致の目安となるチェックリスト、
子家センに求める一時保護に関する判断、協議のあり方

（2）児相から子家センへの連絡調整（協力依頼・送致）

子家センへの送致（警察通告、泣き声通告、子家センの支援が適しているケース）の実情、協力依頼のあり方について検討が必要

※本日のワーキンググループでの議論を
踏まえ、改めて論点整理

（3）特定妊婦

児相・子家センにおける役割や、子家センから児相に連絡する判断基準等について議論が必要

（4）手続きの簡素化

- ・ 児相と子家セン間の情報共有に係る文書内容の簡略化や電子化等について、フォーマットの見直しや記入方法の統一化、情報共有の方法、効率化に向けた議論が必要
- ・ リスクアセスメントシートの記入のしやすさに向けた議論が必要

2 その他（実施状況を再確認する事項）

- ・ 性的虐待対応
- ・ 制度改正の反映

東京ルール

(「児童虐待相談等の連絡・調整に関する基本ルール」)

<概要>

児童虐待相談に適切に対応するための都児相と子家センの連絡調整の基本ルール（H19年度策定。法改正等を踏まえ適宜改訂）
※ルールの円滑な運用に向けた「**共有ガイドライン**」を策定(H26年度)

<主な内容>

- ・子家センと都児相の役割分担
- ・ケースの主担当機関の決定方法
- ・様々なケースにおける連携のあり方（性的虐待、DVケース等）
- ・リスクアセスメント情報の共有 等

<課題>

子家センから児相へ送致や援助要請、児相から子家センへの送致等が円滑に進まない場合がある

➡ **ルールの運用状況の確認**が必要

- ・専門的相談、法的対応
- ・一時保護、施設入所措置
- ・軽微なケースの
区市町村への送致

都児童相談所

高
虐待リスク
低

連携

東京ルール
共有ガイド
ライン

- ・予防的支援
- ・地域での虐待対応
- ・都児相への援助要請、
送致

区市町村子供家庭
支援センター

※児相設置区によっては、当該ルールを準用

R6年度の実施

ワーキングにおいて、東京ルールへの運用の現状や課題を確認
→議論のポイントや、整理が必要な事項を取りまとめ

<議論のポイント>

- 都児相と子家センの円滑な連携のため齟齬をなくす
- 東京ルールを活用していない区児相においても、ルールを活用している子家セン等との調整にあたり、ルールを準用

<整理が必要な事項>

- ・子家センから児相への送致等の目安
- ・児相から子家センへの送致等のあり方
- ・特定妊婦に係る子家セン、児相の役割
- ・手続の簡素化 等

R7年度の実施

- 引き続き、ワーキングにおいて東京ルールへの運用状況を確認・検証の上、必要に応じてルールの見直しを検討
- 都児相と子家センの円滑な連携のためのポイントを整理・策定（年内を目途）
- ルールの円滑な理解に向けた周知方法の検討（研修の実施、広報媒体の検討等）

(3) 都と区市町村の合同研修

方向性

- 人材育成の基本的な部分はそれぞれの自治体で実施しているが、困難事例への対応をはじめ、「専門性向上」に資する内容などについては、都と区市町村で共有することで、東京全体で高い専門性を維持向上していく
- 令和7年度、主に中堅層を対象とした専門的知識の共有を目的に、以下のとおり、都区共同企画の研修や、都と区が個別に実施する研修への相互乗入れを試行的に行い、自治体間の「顔の見える関係」の構築を進めていく

令和7年度 新たな合同研修（案）

I 都区共同企画研修

1 中堅層の強化（都提案）

都及び区市町村（児相・子家セン）の課長代理・係長級職員を対象に、児童相談行政の最新のトピックに関する講義を行うとともに、ケース対応や職員育成の実践についてグループ討議等を実施 ※都区職員のニーズを基にトピックを選定

2 先進的取組の共有（特別区職員研修所提案）

学会や学術会議等で発表した演題について、東京における児童相談分野の先進的な取組として児相及び子家セン職員を対象に、発表者が改めて発表するとともに、その内容について出席者がグループ討議を行う

II 都区相互開放研修

1 模擬個別ケース検討会議（都が実施）

児相、子家センの職員が合同で参加し、模擬個別ケース検討会議を通してお互いの立場や役割等に対する相互理解を深め、より円滑で効果的な連携・協働のあり方について学び考える

2 面接スキルトレーニング研修（都が実施）

面接理論を知識として憶えることよりも実習を通して体験し、気づきを得て主体的に学び取ることをねらいとした体験型の研修。スキルトレーニングを通して一定の面接の型を身につけ、実務での反復を繰り返して習熟度を高める。

3 司法面接（特別区職員研修所が実施）

児童虐待被害等の調査において、関係機関とチームを組み、児童の心理的負担等に配慮した面接のための強化を図る

4 リーダー研修（児童心理司）（特別区職員研修所が実施）

リーダーに役立つ知識や技法を学び、職員の指導、育成を行うための資質向上を図る

I 都区共同企画研修内容（案）

1 中堅層強化

テーマ		都区市町村のチーフ、係長級職員が、時流に応じたテーマの講義を受け、日々のSVや職員育成の実践についてグループで共有し、共に支え合える場とする
対象職員		都：チーフ、課長代理級 約60名 区市町村（児相・子家セン）：中堅職、係長級 約120名 計180名程度 ※初年度は相談部門福祉職を対象
実施規模・回数等		【実施規模・回数】1回あたり30名程度×6回 【実施時期】夏以降、月1回程度 ※対象職員は6回のうち、希望する1回を受講
カリキュラム （案）	講義	【題目候補】 ・子供の意見表明 ・トラウマインフォームドケア ・チームマネジメント など
	グループワーク	講義を踏まえてグループワークを行い、全体で共有
会場（案）		※外部施設で調整

2 先進的取組の共有

テーマ		虐待防止学会等で発表を行った演題について、改めて東京での児童相談分野での先進的な取組として都区児相、子家セン職員が共有し、業務のヒントとする
対象職員		児童福祉司、児童心理司、保護所職員、子家セン職員
実施規模・回数等		【実施規模・回数】1回80名程度（年1回） 【実施時期】R8.2下旬
カリキュラム （案）	講義	虐待防止学会等で発表した演題、学術誌等に掲載された論文や学位論文等の発表
	グループワーク	講義を踏まえてグループワークを行い、全体で共有
会場（案）		特別区職員研修所

Ⅱ 新たな都区相互開放研修内容（案）

1 模擬個別ケース検討会議（都が実施）

目的	児相、子家センの職員が合同で参加し、模擬個別ケース検討会議を通してお互いの立場や役割等に対する相互理解を深め、より円滑で効果的な連携・協働のあり方について学び考える
対象職員	[都児相]児童福祉司、児童心理司、保護所職員 [区市町村]児童福祉司、児童心理司、保護所職員、子家セン職員 ※区市町村職員受け入れ可能人数：60名
研修内容	[会場]トレーニングセンター [内容]講義、模擬個別ケース検討会議、振り返り

2 面接スキルトレーニング研修（都が実施）

目的	面接理論を知識として憶えることよりも実習を通して体験し、気づきを得て主体的に学び取ることをねらいとした体験型の研修。スキルトレーニングを通して一定の面接の型を身につけ、実務での反復を繰り返して習熟度を高める。
対象職員	児童福祉司(1年目)、児童心理司(1年目) ※区児相職員受け入れ可能人数：20名
研修内容	[会場]トレーニングセンター [内容]体験型演習

3 司法面接（特別区職員研修所が実施）

目的	児童虐待被害等に係る調査を行うにあたり、関係職員と関係機関がチームを組み、児童の心理的負担等に配慮した面接が適時適切に実施できるよう強化を図る ※警察・検察と協同で実施
対象職員	[特別区]児童相談所、こども家庭センター勤務職員、子ども家庭福祉・母子保健等に携わる職員 [都児相]児童福祉司、児童心理司、保護所職員 ※都児相職員受け入れ可能人数：各児相1名
研修内容	[会場]特別区職員研修所 [内容]NICHHDプロトコルに基づく司法面接

4 児童心理司リーダー研修（特別区職員研修所が実施）

目的	児童心理司のリーダー（SVを含む）として求められる最新の知識・技術を学び、後進の指導・育成を行えるように資質の向上を図る
対象職員	[特別区]（1）児童心理司5年目以上の職員 （2）児相やこども家庭センターにおいて心理職のリーダー的役割を担う、または担うことを期待される職員 [都児相]児童心理司 ※都児相職員受け入れ可能人数：各児相1名
研修内容	[会場]特別区職員研修所 [内容] ○最新の知識・情報に関する講義 ○人材育成、組織力向上に必要な専門知識に関する講義、演習 ○事例討議 等

（４）施設への入所調整の効率化に 向けた検討状況

○児童相談所は、児童の施設入所の措置を行う際、各施設に個別に入所依頼

→児相は、依頼に応じてもらえる施設が見つかるまで個別に打診を続けざるを得ない状況

施設は、多くの児相から入所依頼が日々舞い込むため、受け入れの優先順位付けが困難な状況

○現在、児童相談所は、月に2回施設側から共有される施設の空き情報を参考に入所の打診を行っているが、打診の際には情報のタイムラグが発生



こうした課題を解決するため、以下の取組を進める

- 児童相談所と施設等間で、施設の空き情報の「タイムリーに見える化」の実施
(令和6年度試行実施、令和7年度以降本格実施)
- 施設入所調整窓口の設置、施設と児童とのマッチングを行うシステムの構築
(令和8年度試行実施を想定)

施設の空き情報の「タイムリーに見える化」ツール①

➤施設の入所状況や空き情報をクラウド上で共有するツールを作成

⇒最新の情報がリアルタイムで確認可能となる

➤令和7年1月までに試行用デモ版を作成し、2月以降、各児相、施設にて試行実施予定



施設A



施設B



施設C

随時
データ
を更新

	施設名	定員	在籍	停止	合計	一時保護	入所率	更新日時
	〇〇学園	35	33	1	34	0	97.1 %	2024-12-15 11:12
	〇〇学園	48	46		46	1	95.8 %	2024-12-15 13:26
	〇〇学園	40	38	0	38	0	95.0 %	2024-12-15 11:48
	〇〇学園	24	22	0	22	0	91.6 %	2024-12-15 11:38
	〇〇学園	45	37	0	37	0	82.2 %	2024-12-15 11:39
	〇〇学園	36	32	0	32	2	88.8 %	2024-12-15 11:39
	〇〇学園	40	25	1	26	0	65.0 %	2024-12-15 11:39
	〇〇学園	63	63	0	63	0	100.0 %	2024-12-15 11:39
	〇〇学園	30	26	0	26	1	86.6 %	2024-12-15 11:39
	〇〇学園	40	38	1	39	0	97.5 %	2024-12-15 18:45
	〇〇学園		32	0	32	0		2024-12-04 13:09

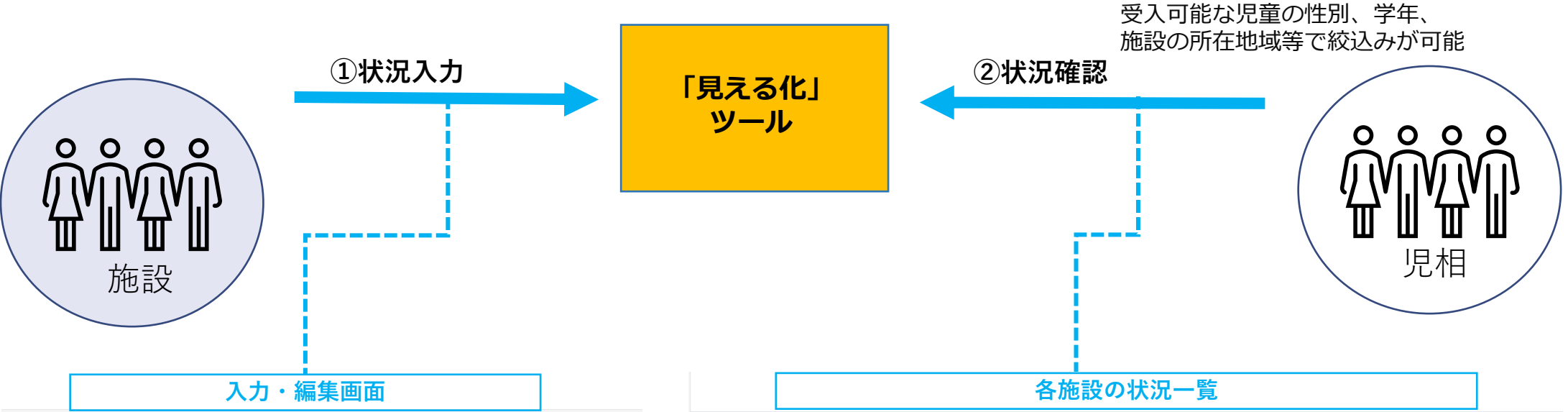
施設名をクリックすると、各施設の詳細な情報の画面に遷移

閲覧



児相

施設の空き情報の「タイムリーに見える化」ツール②



ステータス: **依頼前** [ステータスの履歴](#)

子どもに関する注意事項

何時から何時までだとありがたい

日付 施設名

2022-04-19 ○○学園

定員数 入所予定 入所可能

53 2 1

幼児

1

小低学年(男性) 空席-小低学年(男性)

4 2

小低学年(女性) 空席-小低学年(女性)

	施設名	定員	在籍	停止	合計	一時保護	入所率	更新日時
	○○学園	35	33	1	34	0	97.1 %	2024-12-15 11:12
3	○○学園	48	46		46	1	95.8 %	2024-12-15 13:26
	○○学園	40	38	0	38	0	95.0 %	2024-12-15 11:48
	○○学園	24	22	0	22	0	91.6 %	2024-12-15 11:38
	○○学園	45	37	0	37	0	82.2 %	2024-12-15 11:39
	○○学園	36	32	0	32	2	88.8 %	2024-12-15 11:39
	○○学園	40	25	1	26	0	65.0 %	2024-12-15 11:39
	○○学園	63	63	0	63	0	100.0 %	2024-12-15 11:39
	○○学園	30	26	0	26	1	86.6 %	2024-12-15 11:39
2	○○学園	40	38	1	39	0	97.5 %	2024-12-15 18:45
	○○学園		32	0	32	0		2024-12-04 13:09